

Q & A プロフェッショナル人材助成事業 (副業・兼業人材活用促進型【新規利用枠】)

令和8年4月1日現在

- Q 1 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて常勤人材を活用したことがありますが副業・兼業人材活用は初めての場合、補助対象となりますか。
- A 1 「山形県プロフェッショナル人材戦略拠点の仲介を受けて初めて副業・兼業人材を活用」する場合を補助対象としていることから、常勤人材で活用実績があっても、副業・兼業人材の活用が初めての場合は補助対象となります。
- Q 2 自ら直接副業・兼業人材を探してきましたが、補助対象となりますか。
- A 2 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じないで直接副業・兼業プロ人材を活用する場合は補助対象となりません。
- Q 3 交付申請後の状況変化により、補助対象経費が増減する場合、県への報告は必要ですか。
- A 3 交付決定している補助対象経費の 20%を超える増減がある場合は変更承認申請書を県に提出する必要があります。(補助対象経費の 20 パーセント以内の増減については省略可) なお、不明な点があれば事前にご相談ください。
- Q 4 交付決定後、補助金の増額申請は可能ですか。
- A 4 基本的に交付決定後の増額申請は認められません。交付申請の際に、必要経費を適切に見込んでいただき申請してください。
- Q 5 副業・兼業プロ人材が用務での出張を見込む場合、その交通費は補助対象となりますか。
- A 5 今回の補助対象経費としている旅費は副業・兼業プロ人材が県内企業の業務場所＝従事先の事務所又は事業所の所在地まで移動する際の交通費及び宿泊費のことであり、そのほかの出張による交通費については補助対象外となります。
- Q 6 副業・兼業プロ人材との契約期間の上限が6か月ということですが、7か月の契約として、6か月分を補助対象とすることができますか。
- A 6 できません。契約期間が6か月以内のものに限ります。もし7か月目に突入したことが判明した場合、すべての経費が補助対象外となりますのでご注意ください。
- Q 7 副業・兼業プロ人材との契約期間が令和8年 11 月から令和9年4月までの6か月の場合、補助金は交付されますか。
- A 7 契約期間末日が令和9年3月1日よりも後となる場合は、令和9年3月1日が補助事業の完了日となりますので、令和9年3月1日までに支払いを完了した経費については補助対象とすることができます。その後、令和9年3月 5日までに実績報告書を提出してください。なお、3月以降を対象とした報酬等をまとめて前払いをしてもその分は補助対象となりません。